

委 託 契 約 書 (案)

委託業務の名称 ふくしま教育総合ネットワーク機関ルータ及びスイッチ更改事業

委託の期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
うち構築業務委託期間：契約締結日から令和8年11月30日まで
うち保守業務委託期間：令和8年12月1日から令和9年3月31日まで

契約金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)

契約保証金 金 円也
(又は財務規則第229条第1項第4号により免除)

標記委託業務について、委託者福島県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、次の条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

- 第1条 乙は、この契約書及び別紙仕様書に基づき、委託業務を履行しなければならない。また、乙は、その成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。
- 2 契約書及び仕様書に明示されないもので必要な事項については、甲乙協議してこれを定める。その他軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

(契約保証金)

- 第2条 乙は、契約金総額の100分の5以上の額の契約金額を納付しなければならない。
- 2 乙は、現金（現金に換えて納付する小切手にあたっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により前項の契約保証金を納めるものとする。
- 3 乙は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）（以下「財務規則」という。）第228条第2項に規定する担保の提供をもって第1項の契約保証金の納付に代えることが出来る。
- 4 甲は、乙が財務規則第229条第1項各号（第4号を除く）の規定に該当すると認めるときは、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面により承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託)

第4条 乙は、原則として、本件業務の実施に係る業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできないものとする。ただし、本件業務の実施のため合理的に必要な範囲内で、甲の事前の承諾を得ることを条件に再委託を行うことができることとし、この場合は再委託先の住所・氏名、再委託の範囲及び再委託先に関する管理方法等を甲に対し連絡するものとする。

2 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させると共に、甲に対して責任を負担することを条件として、前項の目的の範囲内でこれを必要とする者に限定して第12条に規定する甲の機密情報及び第13条に規定する個人情報を再委託先に開示し、これを利用させることができるものとする。

(業務計画書の提出)

第5条 乙は、この契約締結後速やかに仕様書に基づいて業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要があるときは、乙に対して前項の業務計画書の修正を請求することができる。

(主任担当者の選任)

第6条 乙は、委託業務の履行のために連絡、確認等を行う主任担当者を定め、書面をもって甲に通知しなければならない。主任担当者を変更したときも、同様とする。

(委託業務の内容の変更)

第7条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第8条 乙は、天災等その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完成することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付して、書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(資料等の提供及び返還)

第9条 甲は、乙に対して委託業務の履行に必要な資料、情報等を貸与するものとする。

2 乙は、委託業務の履行上不要となった資料、情報等があるときは、これを遅滞なく甲に返還しなければならない。

(資料等の管理)

第10条 乙は、甲から提供を受けた資料、情報等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

2 乙は、甲から提供を受けた資料、情報等を甲の書面による承諾を得ず、複写若しくは複製をしてはならない。

(検査)

第11条 乙は、機器設置・設定・試験・切替え業務及び保守業務が完了したときは、甲に遅滞なく委託業務完了届及び仕様書に定める成果品を提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に検査をしなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となり、甲が乙に対して補正を命じたときは、乙は、遅滞なく甲と協議の上、定めた日に当該補正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。

4 乙は、前項により命ぜられた補正を完了したときは、甲に第1項の委託業務完了届に準じて補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日について、第2項の規定を準用する。

5 すべての成果品が検査に合格した場合、甲はその旨書面をもって乙に通知する。

6 検査期間内に検査合格の通知がない場合において、甲から書面による異議の申し出がないときは、検査は合格したものとみなす。

7 契約期間におけるすべての成果品（構築と保守の完了届）が検査に合格した日をもって業務の終了とする。

(委託料の支払い)

第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の請求をすることができる。

2 甲は、第1項の規定による支払いの請求を受けたときは、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期間を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期間の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。

3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。

4 甲の責めに帰すべき事由により第12条第2項の規定による委託料の支払いが遅延した

ときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払いを請求することができる。

- 5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき第3項及び前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約金)

第14条 乙は、業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料の額から既完了部分(乙が既に本業務を完了した部分のうち、甲が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数1日につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数の全額又はその全額を切り捨てる。)を、違約金として甲に支払わなければならない。

(業務の中止)

第15条 甲は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

(追完請求権)

第16条 甲は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物がこの契約で定める内容に適合しないものであるときは、乙に対して相当の期間を定めて甲の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。なお、追完請求できる期間は、業務終了日から起算して1年以内とする。

- 2 第1項の規定により甲が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。
- 3 第1項及び第2項の規定は、甲が乙に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

(任意解除)

第17条 甲は、次の第18条又は第19条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により乙に通知する。この場合において、乙に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、甲と乙が協議して定める。

(催告による解除)

第18条 甲は、乙が次の（１）から（４）のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- （１） 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
- （２） 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
- （３） 正当な理由なく、第16条の（１）の履行の追完がなされないとき。
- （４） （１）から（３）に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- （５） 乙は、（１）から（４）の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

（催告によらない解除）

第19条 甲は、乙が次の（１）から（７）のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- （１） 本業務の履行不能が明らかであるとき。
- （２） 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- （３） 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- （４） （１）から（３）に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が第17条の（１）から（４）の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- （５） 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
- （６） 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合（カ に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(7) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(8) 乙は、(1) から (7) の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(解除の制限)

第20条 第18条の(1) から(4) 及び第19条の(1) から(4) の規定に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第18条又は第19条の規定によるこの契約の解除をすることができない。

(賠償の予定)

第21条 乙が第19条の(5) に該当する行為をしたと甲が認めたときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取契約特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、第3条の規定により本業務を甲の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

(危険負担)

第23条 第11条に定める業務終了前に生じたシステムの滅失、毀損、変質その他の危険は、甲の責に帰すべき場合を除き、乙の負担とする。上記システムに関する危険負担は、業務終了日に乙から甲に移転するものとする。

(輸出規制の遵守)

第24条 甲は、甲が乙から本契約に基づき提供を受ける機器等（機器等には、機器の他、ソフトウェア、図面、取扱説明書等に含まれる技術を含む。）を海外に持ち出し、又は非居住者（居住者以外の自然人又は法人）に提供する場合には、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、関連法規に基づく適正な手続きをとるものとし、適正な手続きのために必要な措置をとるにあたり、当該当事者から要請があった場合には、相手方当事者はこれに協力するものとする。

2 本契約の他の規定にかかわらず、乙は、甲が前項に定める事項に違反した場合には、直ちに本契約を解除できるものとし、甲は、当該違反により乙に生じた一切の損失を補償するものとする。

3 本条の規定は本契約の終了後も引き続き効力を有するものとする。

(専属的合意管轄裁判所)

第25条 本業務に係る訴訟の提起については、福島県を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(経費)

第26条 仕様書遵守に要する経費、本仕様書を遵守するために要する経費は、全て乙の負担とする。

(その他)

第27条 この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

上記の契約の証として、本書2通を作成し、当該者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島市杉妻町2番16号
福島県
氏 名 福島県教育委員会教育長

乙 住 所
氏 名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を

受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。